

○内閣府令第  
国土交通省令第

号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十一号）の施行に伴い、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の三第四項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会  
の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国土交通大臣 太田 昭宏

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成十九年 内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

## 国土交通省

題名中「乗継円滑化実施計画」を「地域公共交通再編実施計画」に改める。

第一条中「第二十二条第一項」を「第二十七条の三第一項」に、「乗継円滑化実施計画」を「地域公共交通再編実施計画」に、「第二十二条第四項ただし書」を「第二十七条の三第四項ただし書」に、「第二十一条第二項第一号」を「第二十七条の二第二項第一号」に、「乗継円滑化事業」を「地域公共交通再編事業」に改める。

第二条中「第二十一条第二項第二号」を「第二十七条の二第二項第二号」に、「乗継円滑化事業」を「地域公共交通再編事業」に改める。

第三条中「第二十二条第四項ただし書」を「第二十七条の三第四項ただし書」に改める。

第四条中「第二十二条第三項」を「第二十七条の三第二項」に改める。

第五条中「第二十二条第六項」を「第二十七条の三第五項」に、「乗継円滑化実施計画」を「地域公共交通再編実施計画」に改める。

## 附 則

この命令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十日）から施行する。